

## 第2 . システムづくり

パブリックアクセスを推進するには、個々の取組にとどめることなく、システムとしてつくり上げることが、確実な推進力となる。そのためには、主に次の3つの取組が考えられる。

### 1 . 地域別管理システムにむけた取組

ここまで述べた方策の中で、海辺の魅力形成や、海辺の利用と管理に関する検討と合意形成を、地域の関係者が参加して行うことが幾度か登場しており、こうした取組をシステム化することが必要となっている。こうした地域別管理システムを展望しつつ、当面次のような取組を進める。

まず、少なくとも海辺空間の改変に関わる事業（ex.防潮堤の再整備）の計画に際しては、必要に応じて関係者が整備後の海辺の利用と管理に関する意見を交換する場（ex.ワークショップ）を設け、そこでの意見を参考にした計画と事業にするという実績を積み上げる。

さらに、地域の関係者が参加して、中長期的に海辺の利用と管理に関する議論ができる場を地域ごとにつくり、これら関係者による協働の取組（ex.環境学習、ネットワーク研究）を進める。

こうした取組については、本県では宮川流域で既に実績を持っており、このような取組の沿岸域版として展開する。

### 2 . 広域的な沿岸域管理システムの改善

沿岸域の広域的で総合的な管理は、「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針（平成12年2月，国土庁）」によれば、概ね次のように考えられている。

一体的に管理すべき範囲を沿岸域圏とする。

沿岸域圏の管理主体は、関係地方公共団体を中心に、行政機関、企業、地域住民、NPO等の関係者の代表を構成員とする沿岸域圏総合管理協議会とする。

伊勢湾の場合、この沿岸域圏には伊勢湾沿岸地域が該当する。伊勢湾における課題については、これまで伊勢湾の利用と保全のあり方を検討していくための「伊勢湾総合対策協議会」（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）など、各種の組織で取り組まれてきたが、今後は、多様な主体の参加と連携のもと、一元的、広域的な組織づくりを図り、総合的な管理が可能なシステムに改善していくことが望まれる。

### 3 . 沿岸域管理を基本とする行政組織の再編

現在、沿岸域管理は多様な機関によって、「縦割り」的に行われており、それ故、上記1 . 2 . の取組にも総合的で機敏に対応しにくい面がある。そこで、現在の沿岸域管

理に関わる県内組織を統合するなど、沿岸域管理を基本とする再編が考えられる。

少なくとも、沿岸域の総合的な管理に関して、地域レベルの検討や広域的な検討を県として推進するには、個々の部局が複数で対応するのではなく、当該案件に関して権限を有す部局（ex.沿岸管理推進室）を設置することが望まれる。